

埼玉県建築物環境配慮制度が 平成21年10月1日から始まります！

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく建築物環境配慮制度を平成21年10月1日から開始します。

建築主の方には、環境への配慮計画を作成し、県に提出していただきます。

対象となる建築物

- 埼玉県内の建築物（さいたま市及び川越市内は除きます）
- 床面積の合計が2,000㎡以上の新築・増築・改築（増築・改築にあつては増築・改築する床面積の合計が2,000㎡以上）
- 10月1日以降に建築確認申請（計画通知を含む）を行う建築物



埼玉県のマスコットコバタン

手続の流れ



建築物環境配慮計画の作成

1. 建築主は次の措置を講じるよう努めていただきます。
 - ①エネルギー使用の合理化 ②資源の適正な利用 ③その他温室効果ガスの排出の抑制等に関すること※これらの取組についてCASBEE埼玉県（裏面参照）により評価を行ってください。
2. 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱など）を利用するための設備の導入について検討を行っていただきます。
 - ※検討結果を添付してください。